

木更津市下水道排水設備指定工事店の指定について

平成29年10月20日

○下水道排水設備指定工事店指定申請について

指定工事店の指定を受けようとする事業者は、申請前に下記の下水道排水設備指定工事店指定申請書類を揃え下水道推進課 業務担当に相談してください。

木更津市下水道条例（以下「条例」という。）、木更津市下水道排水設備指定工事店に関する規則（以下「規則」という。）の指定要件に該当しているか確認するとともに、営業所等の調査に伺います。その結果、指定要件に不備がないと判断された場合、申請書を受理します。

○下水道排水設備指定工事店指定申請書類

1. 下水道排水設備指定工事店指定申請書（条例第6条の2第1項）
2. 添付書類（条例第6条の2第2項）
 - (1) 誓約書
 - (2) 法人にあっては定款及び登記事項証明書、個人にあってはその住民票の写し
 - (3) 営業所の平面図及び写真並びに付近見取り図
 - (4) 千葉県下水道協会が交付した排水設備工事責任技術者証の写し
 - (5) 機械器具を有することを証する書類（規則第4条）

○下水道排水設備指定工事店指定申請書類の作成について

- ・ 営業所名
店名を記載してください。
- ・ 営業所所在地
営業所所在地を記載してください。法人の場合は、登記事項証明書に記載の千葉県内営業所の所在地を記載してください。
(条例第6条の3第1項第3号)
- ・ 代表者住所及び氏名
代表者の住所、氏名を記載し、代表者印を押印してください。
法人の場合は、登記簿証明書に記載されている代表者氏名、住所を記載し、法人登録した印鑑を押印してください。
(この印鑑が、確認申請等の手続きをするときの印鑑となります。)

- ・排水設備工事責任技術者氏名及び登録番号

千葉県下水道協会が発行した責任技術者証の登録番号を記載してください。

責任技術者はその営業所の専属となるので、他の営業所で登録している場合は、登録変更し申請する営業所の専属としてください。

責任技術者は、技術上の指導監督、また、条例及び規則の規定に適合しているか確認し完了検査の立会いを行う（条例第6条の4第2項）ので、営業所に通える区域に居住していることが望ましいです。

○添付書類について

- ・誓約書

代表者及び役員が木更津市下水道条例第6条の3第1項第4号ア及びイ並びに同項第5号アからウまでのいずれにも該当しない者であることの誓約。代表者として誓約書を作成してください。

- ・住民票（抄本）

個人の場合は住民票の写し（原本）を添付してください。

法人の場合は定款の写しを原本に相違ないと記載し、押印したものを添付してください。

- ・登記事項証明書

法人の場合、登記事項証明書（原本）を添付してください。

営業所が会社の所在地と異なる場合は、営業所が登記されていること。役員の場合、住所に変更がある場合は、先に変更の登記を済ませてください。

- ・営業所の平面図及び写真並びに付近見取図

営業所の平面図は、敷地の中に事務所、倉庫、資材置き場、車庫等がどのように配置されているか、また、事務所の間取りが判る図面を添付してください。

書式に入らない場合は別紙で作成し写真を添付してください。

面積は、営業所の敷地面積を記載してください。

また、倉庫、資材置き場等が別の場所にある場合は、同様に平面図、案内図を作成し写真を添付してください。案内図は、現地確認に伺いますので、これを見て営業所に行けるようなものにしてください。

写真は、事務所内部の配置、従業員の作業（プライバシーに配慮）状況、外部は敷地にどの様に建っているか、接道、資材置き場、駐車スペース、倉庫等の状況が判るように撮ってください。

- ・排水設備工事責任技術者証の写し

責任技術者の登録事項に変更がある場合は、変更手続きを終えた後、両面コピーし添付してください。

有効期限が切れたものは無効です。

専属工事店名に登録した営業所名が記載されていることが必要です。

法人の場合で、営業所等で申請の場合は会社名だけでなく営業社名まで登録し裏面に記載してください。

- ・ 工事の施工に必要な機械器具を有していることを証する書類

(条例第6条の3第1項第2号、規則第4条)

別紙記載例に基づき記載してください。

機械器具は、下水道排水設備等の工事を行うのに必要な機械器具になります。

写真は、記載した機械器具が判るように撮ってください。

- ・ その他 借地、借家の場合は契約書の写しを添付してください。(指定期間に満たない様な短期の契約は不可)

○指定の基準（条例第6条の3）

次の各項目のいずれにも適合していることが基準要件となります。

1. 営業者に責任技術者が1名以上専属でいること。
2. 機械器具を有すること。
3. 営業所が千葉県内に存在すること。
4. 申請者が、成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないものでないこと。
5. 申請者が責任技術者として登録を取り消され2年を経過していないものでないこと。
6. 違反、虚偽の届出等をし、取り消しの日から2年を経過しないものでないこと。
7. 不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認められるに足りる相当な理由があるものでないこと。
8. 法人であっては、役員に4、6、7に該当するものがないこと。

○指定工事店遵守事項（規則第8条）

指定工事店は次に掲げる事項を遵守して下さい。

1. 施工の見積もり依頼又は申し込みを受けたときは、正当な理由がない限り拒まないこと。また、見積もりに係る費用は無償とすること。
2. 工事は適正な工費で施工し、工事契約にかかる工事金額、工事期限、その他必要事項を明確にすること。
3. 工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、また請け負わせないこと。
4. 名義を他の業者に貸さないこと。
5. 排水設備工事は、市長の確認を受けた後に着手すること。
6. 責任技術者の管理下で設計及び施工をすること。
7. 工事の完了後1年以内に生じた故障等については、天変地変又は使用者の責に帰

- すものでない限り、無償で補修すること。(ただし、切替工事等での接続もれや明らかな違反工事が原因の場合は可能な限り対処すること。)
8. 排水設備確認申請及び助成制度の手続きを代行すること。また、助成制度について、熟知し、申込者に説明すること。
 9. 水洗普及について積極的に行うこと。
 10. 災害等緊急時に、排水設備の復旧に関して市長から協力の要請があった場合は、これに協力するよう努めること。

○現地確認について

- ・ 営業所の調査を正式な相談があつてから概ね1ヶ月以内に行います。
- ・ 指定工事店申請書を受理する前に、営業所に調査に伺い、営業所、資材等置き場、駐車場、機械器具、責任技術者の状況を確認します。
- ・ 申請書は、現地調査を行い申請内容に問題がない場合に受理します。
- ・ 営業所では実際に業務を行っており、専属責任技術者及び他の従業員が勤務しているかなど営業実態を確認します。なお、営業所が開設準備中の場合は、営業を開始してから申請してください。
- ・ 現地調査では、指定の基準に適合しているか(条例第6条の3)、役員、営業所状況、業務内容、専属責任技術者の専門知識等を確認するので、代表者等責任者、専属責任技術者(1名以上)の立会いをお願いします。
また、確認申請用に書いた図面等を用意してください。
- ・ 営業所の所在が木更津市内でない場合、営業者の所在地を管轄する市町村の下水道指定工事店になっているか確認します。指定となっていない場合は、その指定を取得してから申請するのが望ましいです。
- ・ 電話は一時的に不在になる場合を除いて、オペレーターセンターへ転送等されるものでなく、申請の営業所に繋がるものとしてください。

※ 指定工事店の更新申請書の書き方にも適用します。ただし、特別の事情ある場合を除いて、現地確認は行いません。

記入例

平成〇〇年〇〇月〇〇日

下水道排水設備指定工事店指定申請書

(新規・更新)

木更津市長 木更津 太郎 様

申 請 者	営 業 所 名	木更津〇〇設備
	営 業 所 所 在 地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 木更津市〇〇2丁目1番地 電話 〇〇〇 (〇〇) 〇〇〇〇
	代 表 者 住 所 及 び 氏 名	〒〇〇〇-〇〇〇〇 木更津市〇〇1丁目1番地 木更津 次郎 印 電話 〇〇〇 (〇〇) 〇〇〇〇
排 水 設 備 工 事 責 任 技 術 者 氏 名 及 び 登 録 番 号	木更津 三郎 登録番号 (00000000000) 登録番号 () 登録番号 () 登録番号 ()	

[添付書類]

- 1 条例第6条の3第1項第4号ア及びイ並びに同項第5号アからウまでのいずれにも該当しない者であることの誓約書 (別記第2号様式)
- 2 個人の場合は、住民票の写し又は外国人登録証明書
- 3 法人の場合は、定款及び登記事項証明書
- 4 営業所の平面図及び写真並びに付近見取図 (別記第3号様式)
- 5 排水設備工事責任技術者証の写し (両面、裏面記載のもの)
- 6 工事の施工に必要な機械器具を有していることを証する書類 (別記第4号様式)
- 7 指定の更新の場合は、指定工事店証 (別記第5号様式)

記入例

誓 約 書

私（及びその役員）は、木更津市下水道条例第6条の3第1項第4号ア及びイ並びに同項第5号アからウまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

〇〇年〇〇月〇〇日

営業所名 木更津〇〇設備
営業所所在地 木更津市〇〇2丁目1番地
代表者氏名 木更津 次郎 印

木更津市長 木更津 太郎 様

(注) 新規指定の場合以外は、「営業所名」は「指定工事店名」と、「営業所所在地」は「指定工事店所在地」と読み替える。

記入例

営業所の平面図及び写真並びに付近見取図

平面図

面積 000 m²

営業所の平面図を手書きまたは貼り付けてください。別紙でも可能です。

(注1)を参照してください。

付近見取図

線 駅下車 バス・徒歩 分

手書きまたは貼り付けてください。別紙でも可能です。

(注3)を参照してください。

- (注) 1 平面図は、間口及び奥行の寸法、机の配置状況等を記入すること。
2 営業所の写真は、外部及び内部の状態がわかるもの数枚を添付すること。
3 付近見取図は、最寄の駅から主な目標を入れてわかりやすく記入すること。
4 新規指定の場合以外は、「営業所」は「指定工事店」と読み替える。

記入例

機械器具を有することを証する書類

平成〇〇年〇〇月〇〇日現在

種 別	名 称	型 式 、 性 能	数 量	備 考
排水管の切断用	エンジンカッター 電動カッター グラインダー 発電機 パイプカッター	形式や性能を記載	数量を記載	
加工用及び接合用 機械器具	パイプレンチ ホルソー			
掘削及び埋戻用の 機械器具	バックホウ スコップ ランマー タンバ 一輪車 ハンマードリル			
測量用の機械器具	自動レベル 箱尺 巻尺 水準器			
土砂の運搬用車両	2 t ダンプ 軽トラック			

(注)

- 1 種別の欄には、排水管の切断用、加工用及び接合用の機械器具、掘削及び埋戻用の機械器具、測量用の機械器具、土砂及び機材運搬用車両の別を記入すること。
- 2 写真を添付すること。

○木更津市下水道条例（抜粋）

（排水設備指定工事店の指定）

第6条 排水設備等の新設等の工事（規則で定める軽微な工事を除く。以下「工事」という。）は、市長の指定を受けた者（以下「指定工事店」という。）でなければ、行つてはならない。

2 前項の指定の有効期間は、指定工事店としての指定を受けた日から5年以内で市長が規則で定める。

3 前項の有効期間満了に際し、引き続き指定工事店としての指定を受けようとするときは、指定の更新を受けなければならない。

（指定の申請）

第6条の2 前条第1項の指定及び同条第3項の指定の更新を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 工事を行う営業所（以下「営業所」という。）の名称及び所在地並びに第6条の4第2項の規定により営業所において専属することとなる排水設備工事責任技術者（以下第6条の4第1項を除き「責任技術者」という。）の氏名
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が規則で定める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 次条第1項第4号ア及びイ並びに同項第5号アからウまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類
- (2) 法人にあつては定款及び登記事項証明書、個人にあつてはその住民票の写し
- (3) 営業所の平面図及び写真並びに付近見取図
- (4) 専属することとなる責任技術者に千葉県下水道協会会長（以下「会長」という。）が交付した排水設備工事責任技術者証の写し
- (5) 次条第1項第2号で定める機械器具を有することを証する書類

（指定の基準）

第6条の3 市長は、前条第1項の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、第6条第1項の指定又は同条第3項の指定の更新を行う。

- (1) 営業所に、次条第1項の規定により責任技術者として登録を受けた者が1名以上専属していること。
- (2) 市長が規則で定める機械器具を有すること。
- (3) 営業所が、千葉県内に存在すること。
- (4) 当該申請をした者（法人にあつては、その代表者）が、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

イ 責任技術者としての登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しないもの

- (5) 次のいずれにも該当しないものであること。

ア 第6条の8第1項の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しないもの

イ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由があるもの

ウ 法人であつて、その役員のうちア若しくはイ又は前号ア若しくはイのいずれかの規定に該当する者がいるもの

2 市長は、第6条第1項の指定及び同条第3項の指定の更新をしたときは、遅滞なく、その旨を一般に周知しなければならない。

(排水設備工事責任技術者)

第6条の4 排水設備工事責任技術者は、会長の登録を受けた者とする。

2 指定工事店は、責任技術者を専属させ、次の各号に掲げる職務を行わせなければならない。

(1) 工事に関する技術上の管理

(2) 工事に従事する者の技術上の指導監督

(3) 工事が排水設備等の設置及び構造に関する法律、法律に基づく命令（国が定める告示、通達及び通知を含む。）、条例及び規則（以下「法令等」という。）の規定に適合していることの確認

(4) 第7条第1項に規定する検査の立ち会い

3 工事に従事する者は、責任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

(指定工事店証)

第6条の5 市長は、指定工事店として指定を行つた者に対し、排水設備指定工事店証（以下「指定工事店証」という。）を交付する。

2 指定工事店は、指定工事店証を営業所内の見やすい場所に掲げなければならない。

3 指定工事店は、第6条の8第1項の規定により指定を取り消されたとき、又は同項の規定により指定の効力を停止されたときは、遅滞なく市長に指定工事店証を返納しなければならない。

4 前各項に定めるもののほか、指定工事店証の更新交付、再交付及び書換え交付に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

(指定工事店の責務及び遵守事項)

第6条の6 指定工事店は、下水道に関する法令等が定めるところに従い適正な工事の施工に努めなければならない。

(変更の届出等)

第6条の7 指定工事店は、営業所の名称及び所在地その他市長が規則で定める事項に変更があつたとき、又は工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、市長が規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(指定の取消し又は一時停止)

第6条の8 市長は、指定工事店が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第1項の指

定を取り消し、又は6月を超えない範囲内において、指定の効力を停止することができる。

- (1) 第6条の3第1項各号に適合しなくなつたとき。
 - (2) 第6条の4第2項の規定に違反したとき。
 - (3) 第6条の6に規定する指定工事店の責務及び遵守事項に従つた適正な工事の施工ができないと認められるとき。
 - (4) 前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
 - (5) 不正の手段により第6条第1項の指定又は同条第3項の指定の更新を受けたとき。
- 2 第6条の3第2項の規定は、前項の規定による指定の取消し及び指定の効力の停止をした場合に準用する。

○木更津市下水道排水設備指定工事店に関する規則（抜粋）

（指定の有効期間）

第2条 条例第6条第2項の規則で定める有効期間は、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定める期間とする。

- (1) 条例第6条第1項の指定の場合 指定を受けた日から4年を経過した後の9月30日まで
- (2) 条例第6条第3項の指定の更新の場合 更新を受けた日から5年間

（指定及び更新申請書）

第3条 条例第6条の2第1項の申請書は、下水道排水設備指定工事店指定申請書（別記第1号様式。以下「指定申請書」という。）によるものとする。

2 条例第6条の2第2項第1号、第3号及び第5号の書類は、それぞれ誓約書（別記第2号様式）、営業所の平面図及び写真並びに付近見取図（別記第3号様式）及び機械器具を有することを証する書類（別記第4号様式）によるものとする。

3 条例第6条第3項の規定により指定の更新を受けようとする者は、指定の有効期間が満了する日の3月前の日から1月以内に、前2項に掲げる書類に条例第6条の5第1項の指定工事店証を添えて市長に提出しなければならない。

（機械器具）

第4条 条例第6条の3第1項第2号の規則で定める機械器具は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 排水管の切断用、加工用及び接合用の機械器具
- (2) 掘削及び埋戻用の機械器具
- (3) 測量用の機械器具
- (4) 土砂及び機材運搬用車両

(遵守事項)

第8条 指定工事店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 排水設備等の新設等の工事（以下「工事」という。）の施工の見積り依頼又は申込みを受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒まないこと。なお見積りに係る費用は無償とすること。
- (2) 工事は、適正な工費で施工し、また、工事契約は、工事金額、工事期限その他の必要事項を明確に示すこと。
- (3) 工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わないこと。
- (4) 自己の名義を他の業者に貸与しないこと。
- (5) 工事は、条例第5条に規定する排水設備工事の計画に係る市長の確認を受けた後に着手すること。
- (6) 工事は、条例第6条の4第1項の排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）の技術上の管理下においてでなければ設計及び施工しないこと。
- (7) 工事の完了後1年以内に生じた故障等については、天災地変又は使用者の責に帰すべき理由によるものでない限り、無償で補修すること。
- (8) 木更津市水洗便所改造事業資金貸付要綱（平成11年木更津市告示第78号）及び木更津市水洗便所改造事業補助金交付要綱（平成11年木更津市告示第79号。以下「助成制度」という。）を熟知し、工事申込者に説明すること。
- (9) 排水設備等計画確認申請及び助成制度に関する申請手続きを代行すること。
- (10) 積極的に水洗化普及活動を行うこと。
- (11) 災害等緊急時に、排水設備の復旧に関して市長から協力の要請があった場合には、これに協力するよう努めること。